

## 子育て費用でお困りのとき

### 38 就学援助制度

制度内容	福島市内の国公立小中義務教育学校に通学する児童生徒の学用品費等や学校給食費の支払いにお困りの保護者に対し、その費用の一部を支援します。
対象者	福島市内に住所を有し、市内の国公立小中義務教育学校に通う児童または生徒の保護者で、次のいずれかに該当する世帯が、就学援助の対象となります。 ア 生活保護を受給している世帯 イ 経済的な理由により児童または生徒を学校に通わせることが困難な世帯 ウ その他、教育委員会が特に支援する必要があると認める世帯
必要なもの	<input type="checkbox"/> 就学援助受給申請書 <input type="checkbox"/> 受給者の通帳など（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人がわかるもの） <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 賃貸契約書など（物件名・物件所在地・契約者名・家賃額がわかるもの）（借家の方のみ） <input type="checkbox"/> 所得課税証明書（該当する方のみ）
お問い合わせ先	学校教育課 庶務係（本庁舎8階） ☎572-3987

### 39 福島市奨学資金

制度内容	教育の機会均等を図り、有用な人材を育成するため、経済的な理由により修学が困難と認められる方を対象に、高等学校・高等専門学校入学後の3年間、年額5万円（計15万円）を給付します。（返還不要）
対象者	・高校入学時に生徒と保護者が引き続き1年以上福島市に住民登録をしていること。ただし、市外の学校に入学するため、生徒のみ市外に住所を異動する場合は、異動の日までに引き続き1年以上福島市に住民登録をしていれば可。 ・学習成績の評定について、全教科の平均した値が原則としておおむね3.5以上であること。 ・世帯所得及び家族構成により算出される金額が福島市で定める所得基準額以下であること。
必要なもの	中学3年生・義務教育学校9年生時に在学する中学校・義務教育学校に下記の書類を提出し、学校長の推薦を受ける必要があります。 <input type="checkbox"/> 奨学生願書 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員記載のもの） <input type="checkbox"/> 所得課税証明書
お問い合わせ先	学校教育課 庶務係（本庁舎8階） ☎572-3987

## 40 母子父子寡婦福祉資金貸付金

制度内容	母子家庭、父子家庭、寡婦の方の経済的自立や扶養している子の福祉増進のために必要な資金を貸し付けます。 午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日、年末年始除く） 事前相談が必要です。
対象者	・ひとり親家庭の父母又はその児童（20歳未満） ・寡婦 ・父母のいない児童
必要なもの	事前相談の際にご案内します。
お問い合わせ先	こども家庭課 こども家庭係（保健福祉センター2階） ☎572-7106

## 41 児童手当

制度内容	次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、高校生年代までの児童を養育する方に児童手当を支給します。 児童1人当たりの月額 ・3歳未満(第1子及び第2子)：15,000円 ・3歳以上(第1子及び第2子)：10,000円 ・第3子以降：30,000円
対象者	高校生年代までの児童を養育している方 ※父または母の所得が恒久的に高い方での判定になります。 ※養育している方が公務員の場合は、勤務先での申請になります。
必要なもの	<input type="checkbox"/> 請求者名義の金融機関の預金通帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーカードもしくはマイナンバーの通知カード <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証等 (3歳未満の児童を養育している方で私立学校共済組合以外の共済組合の方) ※DV被害の場合及び児童と別居している場合は必要書類が多岐にわたりますので事前に下記お問い合わせ先にご連絡ください。
お問い合わせ先	こども政策課 子育て給付係（保健福祉センター2階） ☎572-7103

## 42 児童扶養手当

### 制度内容

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。手当額は、手当を申請する方本人および扶養義務者（同居の親族等）の所得額と、対象となる児童の数によって決まります。

### 対象者

- (1) ひとり親家庭等で児童を監護している母
- (2) ひとり親家庭等で児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父
- (3) 父または母に代わって、同居する児童を養育している方

児童とは、18歳になった年の年度末まで（心身に一定の障がいがある場合は20歳未満まで）のお子さんです。

### 必要なもの

担当課までお問合せください。

### お問い合わせ先

こども政策課 子育て給付係（保健福祉センター2階） ☎572-7103